

長野県森林づくり県民税がスタートします

～ 森林づくり県民税の活用 ～



森林づくり県民税により里山の整備が求められています。

社会全体の共通の財産である森林を健全な姿で次の世代に引き継ぐために、森林づくり県民税を平成二十年四月一日から導入し、間伐等の森林づくりを推進していきます。

平成二十年度、佐久地域では約二千ヘクタールの間伐が計画されています。二千ヘクタールの一割、約二百ヘクタールを森林づくり県民税を活用した里山の間伐を推進する計画です。

森林づくり県民税の活用

一 里山を中心とした森林づくり

・ 里山整備の推進（みんなで支える里山整備事業）

所有規模が小さいなど、これまで手入れが進まなかった集落周辺の里山において、間伐等の森林づくりを進めます。

具体的には、小規模な森林所有者三名以上により一ヘクタール以上の整備対象の森林をまとめる（団地化）ことで、面的な森林整備を行います。

この事業は経費の約九割を補助金で支援されますが、森林以外への転用を二十年間制限する協定を長野県知事と締結する必要があります。

・ 里山整備の条件づくり（地域で進める里山集約化事業）

里山に接する集落の自治会等が中心となって森林所有者に働きかけて、地域で森林の所有境界を明確にさせたり、森林整備の同意を得るなどの活動を行います。

森林整備の同意を得た場合、一ヘクタール当たり一万五千円が交付されます。（事業実施翌年度末までに森林整備を実施する必要があります。）

・ 森林づくりを担う人材の育成（高度間伐技術者集団育成事業）

森林所有者への事業提案や企画の出来る人材や森林整備の中核的な担い手となる人材の育成を支援します。